

埼玉県民間事業者スマートCO₂排出削減設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が行うCO₂排出削減に資する設備等の導入に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 民間事業者：埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの）に限る。
- 二 スマートCO₂排出削減設備導入事業：事業活動に伴う現在のCO₂排出量を削減するための燃料転換、省エネルギー設備等の設備整備事業及びエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を活用して事業活動に伴う現在のCO₂排出量を削減するために必要な設備整備事業
- 三 リース事業者：リース契約に基づき、スマートCO₂排出削減設備の貸付を行う者
- 四 リース契約：スマートCO₂排出削減設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす民間事業者とする。

- 一 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる、第5条に掲げる補助対象事業を行う者。
 - 二 法人県民税、法人事業税（個人事業者の場合は、個人県民税及び法人事業税）等納付すべき税金を滞納していないこと。
 - 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
 - 四 令和6年度埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）を受給した者又は受給予定の者でないこと。
- 2 契約により共同して本事業を実施するリース事業者と前項の事業者との共同事業者のうち、次に掲げる要件に該当するものも補助対象事業者とする。
- 一 当該補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約が締結されていること。
 - 二 前号に定める契約におけるリース料について補助金額に相当する金額が減額されていること。

なお、当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直すものとする。

- 三 この要綱に定める条件の履行の責務を共同して負うこと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定す

る暴力団関係者をいう。)

四 法人にあつては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの

五 その他知事が適当でないとした者

(補助対象外事業所)

第4条 補助対象者が営む事業所のうち、次の各号に掲げるものは対象外とする。

一 性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この条において「法」という。))第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)

二 接客業務受託営業(法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。)

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、補助対象事業所に設置するCO₂の排出量を削減するために必要なスマートCO₂排出削減設備導入事業とし、次の各号に掲げる設備の整備とする。ただし、次条に規定する補助対象経費が30万円以上の事業とする。

一 再生可能エネルギー利用設備の導入

二 CO₂排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新

三 高効率省エネルギー設備への更新

四 熱源の分散設置

五 その他対策によるCO₂削減事業であつて知事が認めるもの

六 EMSを活用した省エネ技術の導入(第1号から第5号のいずれかの設備と併せて整備するものに限る。)

2 前項各号の設備の整備については、補助対象事業実施により削減される年間CO₂排出量が別に定める基準を満たす事業に限る。

3 第1項第1号の設備の整備における太陽光発電設備の導入は蓄電池の設置を伴うものに限る。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、当該事業を行うために明らかに必要と認められる経費とする。

一 設備費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)

二 工事費(工事に要する費用をいう。)

三 サポート費(補助対象者が行うEMSの活用及びCO₂削減対策に対するエネルギーマネジメント事業者による支援に要する費用をいい、前条第1項第6号の設備の整備に限る。)

2 補助対象経費のうち、次に掲げるものは補助対象外とする。

一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

二 中古設備の導入に係る経費

三 土地の取得及び賃借(一時的であつて補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。)に係る経費

四 居住用途に係るスマートCO₂排出削減設備導入経費

3 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工を含む。)がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

4 対象経費の算定の根拠となる資料を提出するものとする。

(補助金の額)

- 第7条 補助対象者に交付できる第5条第1項第1号の設備の整備に係る補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）と500万円のうち、いずれか低い額とする。
- 2 補助対象者に交付できる第5条第1項第2号から第5号の設備の整備に係る補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）と300万円のうち、いずれか低い額とする。
- 3 補助対象者に交付できる第5条第1項第6号の設備の整備に係る補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）と1,000万円のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 3 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 見積書（写し）（原則2者以上）（発行後3か月以内のもの）
 - 二 導入機器のカタログ等
 - 三 図面（全体配置図、導入機器据付図、導入前後のエネルギー系統図）
 - 四 登記事項証明書（個人事業者の場合は営業届出済証明書等）（発行後3か月以内のもの）（民間事業者及びリース事業者）
 - 五 納税証明書（法人県民税、法人事業税（個人事業者の場合は個人県民税、個人事業税）（発行後3か月以内のもの）（民間事業者及びリース事業者）
 - 六 決算報告書（写し）（直近1年分）（民間事業者及びリース事業者）
 - 七 賃貸借契約書（写し）（対象事業所の所有者でない場合）
 - 八 リース契約書案（押印不要）及び料金計算書案（リース契約の場合）
 - 九 その他知事が必要と認めるもの
- 4 前項第五号の書類は、納税状況等確認システムにより滞納がないことを県が確認できる場合は、添付を省略することができる。
- 5 リース事業による場合は、当該リース事業者を含めた連名による申請とする。

(補助金の交付決定)

- 第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。
- 2 前項の審査及び交付決定に関する基準は別に定める。
- 3 規則第7条の規定に基づき、補助金の交付をするときは交付決定通知書（様式第2号）により、不交付のときは不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業実施に関する条件)

- 第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。
- 一 第5条第1項第1号から第5号の設備の整備に係る前条第3項に基づき交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、対象設備の稼働後1年間の実績について、導

入効果報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

二 第5条第1項第6号の設備の整備に係る補助事業者は、省エネ診断の受診又は設備更新計画書（様式第5号）の提出（対象設備の稼働から1年ごとに3年間）のいずれかを実施しなければならない。また、導入効果報告書（様式第4号）を対象設備の稼働から1年ごとに3年間提出しなければならない。

三 補助事業者は、補助事業に関する効果測定その他について知事が必要とする範囲において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力しなければならない。

四 補助事業者は、第8条第1項の補助金交付申請書における補助事業実施のCO₂削減効果の達成を約束しなければならない。

五 補助事業者は、第5条第1項各号で定める補助対象設備の整備に係る経費に関して、この要綱で定める補助金以外の一切の補助金又は助成金を受給してはならない。

六 補助事業者は、実績報告書の提出までに、埼玉県環境SDGs取組企業宣言書の提出をしなければならない。

（契約等）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りでない。

（事業の開始）

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による交付決定通知を受領した日以後、速やかに当該事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に着手した日から14日以内に、様式第6号による事業開始届に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 工事契約書又は発注書（写し）
- 二 その他知事が必要と認めるもの

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第7号の変更（廃止）承認申請書及びその他知事が必要と認めるものを知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、様式第8号の事業変更届及びその他知事が必要と認めるものを知事に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費の増減が20%以内かつ第7条に定める補助金額の増額を伴わないもの
- 二 設備内容の変更が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの
- 三 CO₂排出削減効果の大幅な変更を伴わないもの

3 申請者及び補助事業者は、第5条第1項各号で定める補助対象設備の整備に係る経費に関して、この要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、様式第7号の変更（廃止）承認申請書及びその他知事が必要と認めるものを知事に提出して補助事業の廃止を申請しなければならない。

（変更等の承認）

第14条 知事は、前条第1項又は第3項に基づく変更又は廃止の申請があったときは、その内容

を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第9号により、申請者又は補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告等)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて報告を求めることができる。

- 一 実施状況報告書（様式第11号）
 - 二 その他知事が必要と認めるもの
- 2 補助事業者は、別に定める期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の各報告に対し知事から指示があったときは、その指示に従うものとする。

(補助事業の実績報告)

第16条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第13号のとおりとす。

- 2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 決済証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）
 - 二 工事請負契約書又は工事注文請書（写し）
 - 三 リース契約書及び料金計算書（写し）（リース契約の場合）
 - 四 サポート業務の契約書及び業務報告書（写し）（サポート費を補助対象経費とした場合）
 - 五 その他知事が必要と認めるもの
- 3 実績報告書の提出時期は、補助年度内の別に定める日までとする。

(補助金交付額の確定)

第17条 知事は、前条の報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、様式第14号により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の確定額は、第9条に基づく交付決定額と実績報告書における補助対象経費の額に第5条第1項第1号から第5号までの設備の整備については3分の1を、第5条第1項第6号の設備の整備については2分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第18条 知事は、交付額を確定したときは、確定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第19条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき

三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 一 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
 - 二 第17条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されているとき
- 2 補助事業完了後に補助事業者が第10条に定める条件に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定に基づく取消により、補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。
- 6 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第23条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した設備とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、法定耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第15号により知事に承認の申請をしなければならない。

4 補助事業者は、補助金交付に係る書類を財産処分制限期間中保存しなければならない。

(事業効果の検証)

第24条 補助事業者は、知事が補助事業実施の事業効果を検証するときは、前条第2項に規定する財産処分制限期間において、報告徴収、立入検査その他に協力しなければならない。

2 補助事業者は、事業効果の検証に必要となる補助事業実施前の基準となるCO₂排出量及び事業実施後のCO₂排出量の根拠となるエネルギー使用量を確認できる証拠書類等を、別に定める期間保管しなければならない。

(県等への協力事項)

第25条 再生可能エネルギー利用設備を導入する補助事業者は、補助事業により取得した設備の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供をすることを了承するものとする。また、災害時等に、自治体等から設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供するよう要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県中小企業ESCO事業補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 埼玉県中小企業ESCO事業補助金交付要綱に基づき同日前に補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）は、廃

止する。

3 埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金交付要綱に基づき同日前に補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式一覧

様式第1－1号	補助金交付申請書(第8条関係)【第5条第1項第1号から第5号までの設備の整備】
様式第1－2号	補助金交付申請書(第8条関係)【第5条第1項第6号の設備の整備】
様式第2号	交付決定通知書(第9条関係)
様式第3号	不交付決定通知書(第9条関係)
様式第4－1号	導入効果報告書(第10条関係)【第5条第1項第1号から第5号までの設備の整備】
様式第4－2号	導入効果報告書(第10条関係)【第5条第1項第6号の設備の整備】
様式第5号	設備更新計画書(第10条関係)
様式第6号	事業開始届(第12条関係)
様式第7－1号	変更(廃止)承認申請書(第13条関係)【第5条第1項第1号から第5号までの設備の整備】
様式第7－2号	変更(廃止)承認申請書(第13条関係)【第5条第1項第6号の設備の整備】
様式第8号	事業変更届(第13条関係)
様式第9号	変更(廃止)承認通知書(第14条関係)
様式第10号	補助事業遂行状況報告書(第15条関係)
様式第11号	実施状況報告書(第15条関係)
様式第12号	遅延報告書(第15条関係)
様式第13－1号	実績報告書(第16条関係)【第5条第1項第1号から第5号までの設備の整備】
様式第13－2号	実績報告書(第16条関係)【第5条第1項第6号の設備の整備】
様式第14号	補助金交付額確定通知書(第17条関係)
様式第15号	財産処分承認申請書(第23条関係)